

一般社団法人 Neighborhood Care 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 Neighborhood Care と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、より質の高いケア、より働きがいのある仕事と働きやすい職場によって、コストを下げる (Better Care, Better Work, at Lower Cost) ことができる、持続可能な地域ケアの実践並びにその基盤整備を行い、もって地域住民が年齢、疾患、障害などの別を問わず、生涯を通じて身近で切れ目のないケアを受けることのできる社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業
- (2) 前号以外の看護、介護、介護予防、生活支援に関する事業
- (3) 子育て支援に関する事業
- (4) 成年後見に関する事業
- (5) コミュニティカフェに関する事業
- (6) 地域ケアに関する調査研究、情報収集、情報発信事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合には、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 この法人に入社しようとする者は、社員の推薦により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 この法人の社員は、医療職、福祉職など、地域ケアの実践に携わる者に限る。

(経費等の負担)

第7条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事のうち1名がこれに当たる。理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与其他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第26条 理事会は、理事が招集する。

- 2 理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事のうち1名がこれに当たる。

(決議の方法)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数をもって行い、可否同数の場合は、代表理事の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第31条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事の過半数の決定に従って行う。

(基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事の過半数による決定を経て作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から同年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行日)

第44条 本定款は、平成27年7月17日から施行する。

2 本定款は、平成29年3月24日から変更する。

3 本定款は、平成29年9月15日から変更する。